リース取引に係る宣誓書

　年　　月　　日

中堅・中小成長投資補助金事務局　御中

申請者（リース会社）本社所在地

商号又は名称

代表者役職

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人番号

中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金の第●次公募において、●●●●（中堅・中小企業名）（以下「顧客」という。）と共同申請を行い、採択され、交付決定を受けた場合には、リース契約を締結するにあたり、下記の事項を順守することを宣誓いたします。

また、下記の事項を遵守できていなかった場合には、交付決定の取消の対象となることについて承諾します。

記

１．公益社団法人リース事業協会が制定した「ファイナンス・リース事業者におけるマネー・ローンダリング及びテロ資⾦供与対策に関するガイドライン」に準拠した取引時確認等を徹底すること。

２．公益社団法人リース事業協会が制定した「中⼩企業向けのリース契約に関する経営者保証ガイドライン」に準拠した経営者保証の対応を徹底すること。

※当ガイドラインは中堅・中小企業ともに遵守すべきものとして、公益社団法人リース事業協会が定めたものです

３．中小企業の事業再生等に関する研究会が制定した「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に準拠した顧客対応を徹底すること。

※当ガイドラインは中堅（事業規模や従業員数などの実態に照らしガイドライン適用が適切と考えられる場合）・中小企業ともに遵守すべきものとして、中小企業の事業再生等に関する研究会が定めたものです

４．公益社団法人リース事業協会が制定した「自然災害発生時におけるリース会社のユーザー対応等に関するガイドライン」に準拠した顧客対応をすること。

５．「パートナーシップ構築宣言」を行い、サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携に取り組むことについて検討すること。

６．リース会社から顧客に対して提案を行うに当たっては、提案を受ける意思があることを確認した上で行うこと。

７．リース契約締結時には、契約の内容について顧客の理解が得られるまで十分に説明すること。

８．リース契約締結時には、顧客の支払可能見込額を適切に把握するよう努めること。

９．他のリース契約の残リース料について、本リース契約のリース料に上乗せしないこと。

１０．リース契約の締結に当たって、あたかもリース料の支払原資を保証する役務等が提供されるように装う等といった不適切な取引を行わないこと。

１１．契約締結時の物件確認を行い、本事業の進捗状況を適切に確認するなど、空リース、多重リースを防止するための措置を講ずること。

１２．サプライヤーが反社会的勢力に該当しないことを確認すること。

１３．リース終了物件を廃棄するに当たっては、環境関連法制に則して処分すること。

以上